

○令和3年12月定例会における特例的な議事運営について

新型コロナウイルス感染症対策として、令和3年12月定例会における議事運営については、次のとおりとする。なお、この議事運営は、今定例会に限る。

1. 出席議員について

議案審議及び一般質問においては、定足数を満たすことを前提として適宜離席を認める。ただし、議案採決時には議席に戻ることにする。なお、離席中においても、モニター傍聴又はインターネット中継などにより議事を確認するよう努める。

委員会での議案審議においても同様とする。

2. 理事者（説明員）の出席について

- ・ 理事者には、提出された議案の審議に必要最小限の説明員の出席を求めることとする。
- ・ 一般質問において、通告がない部局の説明員の出席は求めないこととする。ただし、本会議場への出入りについては、原則として休憩中に行うこととする。

3. 議案の質疑について

- ・ 質疑については会議規則を遵守し、また、重複質問を避けることとする。
- ・ 本会議における理事者の答弁は、自席で行うこととする。

4. 委員会審議について

- ・ 委員会においては、提案理由説明は省略する。

5. その他

- ・ 発熱その他体調不良の場合には、出席しない。また、新型コロナウイルス感染症への感染、濃厚接触者と認定、その他感染の疑いが強い場合には、速やかに市議会事務局を通じて議長に報告する。
- ・ 手洗い、消毒を徹底するとともに、マスクを着用する。

- 長時間の会議とならないよう質疑等は簡潔に行うとともに、適宜、休憩及び換気を行う。
- 市民へは直接傍聴を控え、インターネット中継を利用してもらうよう周知に努める。